宋代政治史料解析法

——「時政記」と「日記」を手掛かりとして——

平田茂樹

一　問題の設定
二　宋代官撰史料の編纂過程
三　時政記と日記
四　官撰史料編纂と政治構造との關係
五　小結——展望に代えて

一　問題の設定

前近代中國社會における歷史敍述は、『春秋』以來の「直筆」の理念に基づき、人間が現實に示した具體的な行爲の跡を記すことを目的としてきた。政治史料も同樣な趣旨のもと、起居注、實錄、國史といった編纂史料が代々作成された。編纂時に集められた膨大な史料は、編纂過程とともに枝葉末節は削除され、事件の經緯・政策の內容などの政治の根幹部分が採錄されていく。とりわけ削除されるのが、政治家・政治集團の政治行動や政策の決定過程を記した部分であった。

政治の實態は、實施された政策、或いは事件の顚末を見るだけではうかがい知れない。ある政治現象が、どのような主體によって、いかなる力の源泉に基づき、いかなる過程によって導き出されていくのか、政治の入出力の樣態を動態的ア

プローチによって考察することも必要である。これは、政治學の分野において政治過程論と呼ばれるミクロ政治學の手法である。勿論、これまで個別の政治事件や政治家・政治集團に焦點を定め、政治過程を分析した研究が無かったわけではない。しかし、個別の政治現象を單に分析するだけでは政治の實態は明らかにされない。そこには政治過程を解明する分析視角・方法論が必要とされる。(1) 筆者はこれまで政治過程を分析するため、様々な分析視角を提示してきたが、今回は新たに政治史料の解析という觀點からこの命題に取り組むこととしたい。

それでは、先ず宋代政治史料の問題點に觸れてみよう。現在の宋代政治史研究は、李燾の『續資治通鑑長編』（以下、『長編』と略稱）、李心傳の『建炎以來繫年要錄』（以下、『要錄』と略稱）、徐夢莘の『三朝北盟會編』（以下、『會編』と略稱）等の私撰の編年體史料を中心に研究が進められている。これらの史料は、李燾等編者が政府の度重なる編纂過程を經て作られた官撰史料を主たる材料として用い、その内容を整理し直したものである。ここには次のような問題點が存在している。第一に、現在、これら編者が據り所とした實錄、國史等の原史料の殆どが失われているため、これらの私撰の編年體史料に依據せざるを得ない狀況となっている。つまり、我々が依據している史料は原史料ではなく、幾段階かを經た編纂史料であることを認識しなければならない。第二に、これらの私撰の編年體史料は、記述形態がそれぞれ大きく異なっている。その差異は、編纂者の編纂方針や表現方法、利用可能な史料などによって生じたことが豫想され、その差異を十分認識した上、分析を行わなければならない。

それでは、以上の點を踏まえ、史料論という視點から政治過程を追究する解析法が考えられるであろうか。上述の私撰の編年體史料は、日曆、實錄、國史、會要といった官撰史料を主たる史料源とし、さらに私史・野史、隨筆、行狀・墓誌、日記等の私撰史料を副次的史料として編纂されている。(2) 從って、政治過程の復元のためには編纂史料だけではなく、そのもととなった原史料へ目を向けることが必要となる。幸いなことに上述の史料は、典據並びに原史料を部分的ながら注記している。注は、主として政治の事跡を記す本文の具體的な傍證史料として用いられるものであり、政治過程を知る

上で重要な史料となる。この注の解析が政治過程解明の第一の手掛かりとなる。

次に、政治史料がどのように編纂されたのか、その仕組みについて目を向ける必要がある。私撰という性格上、確かに、個々の歴史家の執筆方針に影響される部分がある。しかし、それ以上に、官撰史料を主たる史料源としているため、用いた官撰史料の質の差、或いは官撰史料が作られた時期の政治構造によって微妙な差異が生じてくる。従って、これらの史料の特質、或いはその史料が作られた政治構造の解析が政治過程解明の第二の手掛かりとなる。

本論文では、まず最初に、宋代政治史料の編纂過程の特質を考察する。次に、注を主たる材料としながら、何故國家或いは政治家たちが政治の記錄を殘そうとしたのか、その契機を當時の政治構造と結びつけ分析する。そして、これらの作業を通して、政治史料を如何に讀むかという一つの方法を提示することとしたい。

二　宋代官撰史料の編纂過程

歷史敍述の形態は、唐代を境として大きく變化する。すなわち、前漢初めの司馬遷の『史記』のように、歷史學を代々家學としてきた、個人の歷史家が私的に著述を行う私撰という形態から、次第に國家の命令を受けて著述を行う官撰の形態へと變わり、續いて三國魏には著作郎といった著述を專門とする史官が設置され、さらに唐代になると宰相を監修國史に任命し、多數の編纂官に分擔執筆させる集團編纂體制が確立する。(3)

また、官撰史料の編纂過程も唐代を一つの劃期として變化を遂げる。唐初、起居注をもとに實錄の編纂が行われた體制が、次第に時政記、日曆が編纂過程に加わり、唐代の末頃には、起居注・時政記をもとに、日曆をもとに實錄を編纂する體制に移行するのである。

この變化は、政治空間の移動の觀點から次のように說明される。唐代前半までの政治運營は、正殿を中心として行われ、正殿に出入りすることができた起居注の官によって政治が記錄された。ところが、高宗頃に仗下後（仗兵が退いた後）

圖1　宋代の官撰史料編纂過程

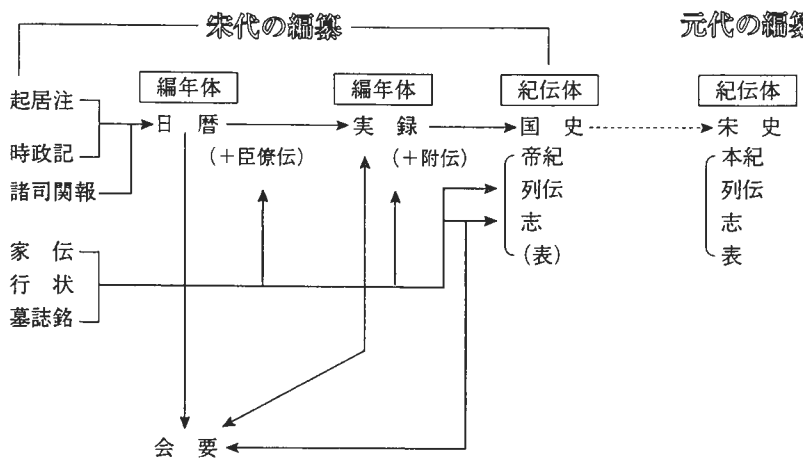

の百官が退いた後に皇帝と宰相との間で謀議が行われるようになり、また次第に政治の中心が延英殿に代表される宮中奥深くの内殿に移行していくと、起居注の官は記録を取ることができず、宰執（宰相と執政の略稱）が皇帝との會話を記録する時政記と呼ばれる政治史料に取って代わられることとなる。

時政記は、則天武后の時に宰相が軍國の政要を記録して史館に送ることより始まったとされるが、宰相の反對などの理由で以後は斷續的・斷片的に作成されており、制度として定着するのは八世紀末或いは九世紀からと言われる。なお、五代後周期にも時政記とほぼ同じ性格を有する內廷日暦が作られている(4)。以上のように、唐代前半から後半にかけて起居注を中心とした官撰史料編纂體制から時政記を中心とした體制への移行を見ることができる。

この變化は、宋代でも繼承され、次のような編纂體制を取ることとなる（**圖1**參照）(5)。

この體制がどのようなものであったのか、**圖1**をもとに述べてみよう。宋代の官撰史料編纂過程の第一段階として、起居注と時政記が編纂される。これらに諸司關報（各官廳の業務報告）、家傳・行狀・墓誌などを加え、第二段階として編年體形式の日暦が編纂される。日暦をもとに編年體形式による各代の皇帝の實錄が編纂され、さらに實錄を

もとに、數代の皇帝の歷史をまとめた、紀傳體形式の國史が編纂される。この編纂過程において、政治史料として重要な位置を占めたのは時政記である。(6) なお、今日見ることができる『宋史』は元代に編纂され、その內容は宋代の編纂物である數種の國史をもとにしている。

さらに、附け加えると、禮、職官、選擧、刑法、兵といった個々の制度の項目ごとをまとめて編纂される史料集である會要は、日曆を主たる史料源としながら、實錄、國史などを參考史料として編纂される。また、國史の志が今日殘る『宋會要輯稿』にしばしば引用され、さらに志の記事が會要の記事の節略であることが多いように、志と會要との間には密接な關係がある。なお、國史の傳は、家傳・行狀・墓誌をもとに作られる日曆の臣僚傳、實錄の附傳をもとに作成される。(7)

ところが、元代になると時政記の編纂が行われなくなり、(8) 明代は、起居注、欽錄簿（唐・宋代の會要のスタイルをもとに、詔敕・上奏文・簿籍を史料として編纂される。主として檔案文冊に依據する）、六曹章奏（六部の上奏文を編纂したもの）をもとに日曆が作成され、これにオリジナルの檔案文冊を加え、實錄を編纂する體制となる。なお、前者の起居注、欽錄簿、六曹章奏、日曆等の史料群は作成されないことが多く、實錄は後者の、官廳の文書・簿籍史料である檔案文冊を中心に作成された。(9)

假に、官撰史料編纂過程の變化を、主たる史料源からまとめると、次の區分が可能となる。唐代中頃までは、起居注の官が皇帝の言動を記した史料を中心に編纂される「起居注の時代」、唐末から宋代は宰相・執政が輪番で皇帝との政治的會話を記錄し、この史料を中心に編纂される「時政記の時代」、明代は官廳の文書・簿籍史料を中心に編纂される「檔案文冊の時代」となる。

それでは、「時政記の時代」と概括される宋代が、どのように政治史料を編纂していたのか、またその編纂過程からうかがえる特徵は如何なるものであったのか、考察してみることとする。まず、官撰史料編纂過程の第一次段階となる起居注と時政記であるが、それぞれの史料源は**表1**の通りである。(10)

起居注は、Bの起居注の官が皇帝の言動を記錄した史料を中核として、Aの各官廳から起居注の官に送られてくる業務

表1 起居注と時政記の史料源

- 起居注
  - A 各官廳から、起居注の官へ送られてくる業務報告
  - B 起居注の官が記錄した皇帝の言動
  - C 皇帝と直接對面した官僚から報告される、皇帝と交わした會話
- 時政記
  - D 宰執が記錄する國政の記錄
  - E 中書門下、樞密院が直接處理する文書
  - F 中書門下、樞密院を經由する官廳、官僚の上奏文

した後に、起居注の官に報告する義務があるが、官僚は報告を避ける傾向があった。このように史料源が限定される傾向にあった結果、政治史料としての起居注の役割は次に述べる時政記と比べ格段に低いものとなっていたと考えられる。

一方、時政記は、Dのように宰執が政治について記錄するものであり、皇帝との會話及び重要な政治事件が收錄された。これ以外には、E・Fのような、宰執が長官・副長官を務める、民政擔當の役所である中書門下、軍政擔當の役所である樞密院が直接處理した文書、或いは中書門下、樞密院を經由する官廳、官僚の上奏といったものが收錄される。D、E、Fの史料は、時政記房に集められ、樞密院編修官、編集中書諸房文字といった官によって最終的に編纂される。この內、重要な位置を占めたのがDの部分であり、起居注のCの部分とともに、當時、皇帝との會話記錄が官撰史料編纂上、重要な史料として位置づけられていたことを示してくれる。

これらをもとに日曆が編纂され、日曆をもとに實錄が編纂されるが、實錄の編纂について興味深い史料が殘っている。

一、乞うらくは、朝廷、日曆所に箚下し、前來進む所の副本幷びに應干（あらゆる）合に用うべき文字等を將って、盡數本院に發赴し修纂せんことを。（中略）

報告、Cの官僚と皇帝との會話記錄を加えて編纂される。ところが、起居注の官が立ち入れる場所、機會が限られていたため、Bの記錄は、起居注の官が皇帝に隨伴できた儀禮的な場に限られる傾向となっていた(11)。また官僚が直接、皇帝の面前で申し上げた上奏及び皇帝より賜った言葉は、宮殿より退出

一、合に要むべき高宗皇帝朝にて曾て宰執・侍從に任ぜられしもの、卿少・監少の應ゆる職事官等の受けたる或いは收藏せる御製・御筆・手詔及び奏議・章疏・箚子並びに制誥・日記・家集・碑誌・行狀・謚議・事跡の類、守臣に委ねて躬親詢訪せよ。如し逐官、其の閒に已に物故する者有れば、其の家の子弟を詢ねて取索せよ。如し部帙稍多ければ、人を差して前去抄錄し、及び官に委ねて點對し、津發して院に赴かせよ。仍お投獻を許し、鈔帛を優賜し、多き者は推賞せよ。

一、今來修纂せる實錄の合に要むべき建炎より以來紹興三十二年に至るまでの應干朝報・六曹寺監題名・吏部增添省罷せる員闕・戶部州郡戶口數目・敕令所增改刪除せる條法・國信所奉使名銜國書、欲し乞うらくは並びに本院より取索抄錄照使せんことを。如し供報限に違い、隱漏不實あれば、乞うらくは紹興元年四月八日史館已に得たる指揮に依り施行せられんことを。(『宋會要輯稿』職官一八―七一)

この史料は『高宗實錄』の作成に當たり、編纂官であった洪邁から出された上奏文の一節である。この史料に基づけば『高宗實錄』は、(a)日曆所より送られてくる日曆の副本を主たる史料とし、(b)宰執以下高級官僚の家が保有する詔敕、上奏文、日記、墓誌等の史料、(c)官廳が保有する朝報(邸報)、官僚名簿、官僚ポスト名簿、戶口統計、改正された法律條文、外交使節名簿・國書などを副次的史料として、これらを實錄院に集め、編纂が行われることがわかる。ここで注目すべきは、日記が實錄編纂の參考史料とされていたことである。實は『神宗實錄』は三度編纂が行われているが、新法黨は『王安石日錄』を、舊法黨は『司馬光日記』を主たる史料に用いて編纂したというように、日記が實錄編纂と深く關わっていた事實がある。(12)

以上のように、官撰史料編纂過程においては、官撰、私撰というスタイルを異にしながら、政治家の記した政治記錄という共通性を持つ時政記と日記の二つの史料が政治史料として重要な位置を占めていた事實が浮かび上がってきた。それでは、次に、時政記と日記の特徵を檢討することとする。

三　時政記と日記

時政記は、『長編』、『要錄』、『會編』等の各種史料に斷片が殘るだけで、今日まとまった形で見ることのできるのは、李綱の『建炎時政記』のみである。[13] ただ、この書は、辭任した宰相に往時の政治を振り返らせて書かせたものであり、[14] 記述が斷片的になっている。ただ、宰執が作成する時政記の性格をよく表していると思われるので、その一例を見ておく。

七月十四日。臣、執政官と同に奏事し訖わり、留身し奏上して曰く、朝廷は近日、外は則ち河北河東兩路を經營措置し以て藩籬と爲し、軍馬を葺治し、盜賊を討平し、內は則ち政事を修め、賞刑を明らかにし、皆漸く緒に就く。獨り車駕巡幸し詣る所、未だ定所有らずして、中外の人心未だ安ぜず、と。上宣諭して曰く、但だ元祐太后を迎奉し及び六宮を津遣して東南に往くを欲するのみ。朕、當に卿等と獨り中原に留まり、將士を訓練し、益ます兵馬を聚むべし。都城と雖も守るべく、金賊と雖も戰うべし、と。臣、再拜して曰わく、陛下の英斷如此。漢の高祖・光武・唐の太宗と雖も、是れを過ぎざるなり。中外未だ聖意を知らず。乞うらくは詔を降し以て之を告諭せんことを。上、請う所に從う。（『建炎時政記』卷下）

この史料は、宰執の「對」が終了した後、李綱が一人「留身」し、高宗と「對」を行っている部分であるが、「留身し奏上して曰く、……上、宣諭して曰く」、「臣、再拜して曰く、……上、請う所に從う」というように皇帝と宰執の對話を端的に記錄している。この他の部分も「六月五日、臣、執政と同に奏事し箚子を進呈し、大略に謂うならく」、「六月六日、手詔を內降しいうならく、朕……」、「六月七日、三省同に聖旨を奉じ」といった具合に、宰執と皇帝とのやりとりを中心に記錄され、皇帝との會話、宰執同士のやりとり、當時の重要な政治事件などについて編年體形式を用いて記す時政記の特徵をよく示してくれる。[15] これが宰執が作成する、**表1**の時政記の史料源のDに相當するものである。

これ以外にE・Fの史料も時政記には採錄されていく。二例ほど『長編』から拔き出してみよう。『長編』卷二八一、

熙寧十年（一〇七七）三月辛酉の條に、

御史彭汝礪言うならく、太學、內舍生を試するに、皆、科場敕式を用う。仍お景德寺に就きて試せんことを乞えば、物論紛紜として、學者と雖も亦た自安せざるなり。且らく今日紛紛如此たる所以は、恐らくは考試不公なるのみ。學校は風化の地、繫ぐ所は甚だ大なり。竊かに聞くならく、太學の考試、舊法亦た頗る詳悉なり。欲し乞うらくは但だ八年以前の舊制に因り、稍加嚴せしめ、如し上舍に在れば、更に加察を賜り、而して才行優異者を以て之を寵進せしめんことを、と。國子監に詔して相度以聞せしむ。（注）科場敕式は誰の修する所なるか、此事當に考うるべし。朱本以て利害無しと爲し、又施行する無しとして、遂に刪去す。今復之を存し、仍お增すに時政記を以てす。

とある。この記事は、御史の上奏と詔の二つの部分からなっている。當時の文書の流れからすれば、御史の上奏を受け、皇帝から宰執に御史の上奏について意見を求める段階があり、次に宰執が關係官廳と圖った上、皇帝に上奏し、その結果として國子監に詔が下されることになったと考えられる。注に據れば、『神宗實錄朱本』（新法黨系作成の紹聖本）が刪去したと記されているので、恐らく『神宗實錄墨本』（舊法黨系作成の元祐本）をもとにここに入れたと思われるが、この部分について詳しい時政記の記事があったことを示してくれる。時政記の記事は、正しくE、Fを合わせたものであったといえよう。

『長編』卷三五七、元豐八年（一〇八五）六月甲戌の條に、

環慶路經略司奏すらく、肅遠寨審官左侍禁巡檢慕化・環慶路第二將部將戴宗榮、人を差わし西界滅龐井の人馬來りて過を作さんと欲すかを探得せしむ。同に一百餘人を率い、要路にて等しく截ちて敵と鬬い、斬獲すること四十餘級なり、と。慕化・戴宗榮に詔して各おの一官を遷せしむ。（注）密記は十二日の事。

とある。これは『樞密院時政記』元豐八年三月十二日に當該記事があることを示してくれるが、この記事は環慶路經略司からの上奏が通進司を經て宰執のもとへ送られ、宰執から皇帝へと上奏され、その結果として詔が出されたと考えられ

る。従って、Fの典型例というべきものであろう。

以上のように、D、E、Fの史料源をもとに時政記は編纂される。ただ時政記は、官撰史料であり、また編纂物であるため、編纂段階で個々の宰執の個人的な意見は薄められる形で編纂されたと考えられる。その意味で、後に紹介する日記と比べると政治の生々しい記錄という點では見劣りする。

一方、日記について、『長編』、『要錄』、『會編』等の私撰の編年體史料、及び『宋史』藝文志並びに『崇文總目』(王堯臣等撰)、『祕書省續編到四庫闕書目』、『中興館閣書目』(陳騤等撰)、『中興館閣續書目』(張攀等撰)、『郡齋讀書志』(晁公武撰)、『遂初堂書目』(尤袤撰)、『直齋書錄解題』(陳振孫撰)などの藏書の名前、解題を記した各種の『書目』を調べていくと、十八の事例を檢出できる。これらをもとに、日記の特徴について見ていくこととする。

1．飛龍記：趙普

『長編』卷一、建隆元年(九六〇)正月の注に引用。『郡齋讀書志』卷六、雜史類に「龍飛日曆一卷。右、皇朝趙普撰す。顯德七年正月藝祖受禪の事を記す。是年建隆と改元し、三月普、此書を撰す。普は時に樞密學士爲り。」と見える。

2．錢惟演日記

『長編』卷九六、天禧四年(一〇二〇)七月の注に引用。この時に錢惟演は翰林學士。八月に樞密副使、乾興元年(一〇二二)二月から十一月の間に樞密使となる。尤袤『遂初堂書目』本朝雜史には『錢文僖筆錄』、『錢文僖逢辰錄』の名が見える。

3．歐陽脩私記

『長編』卷一九九、嘉祐八年(一〇六三)八月の注に引用。この時、歐陽脩は參知政事(嘉祐五年十一月に樞密副使となる。六年閏八月に參知政事となり、治平四年(一〇六七)三月までつとめる)。歐陽脩が時政記執筆に關わったこ

とは、晁公武『郡齋讀書志』巻六、雑史類に「嘉祐時政記一巻。右、皇朝吳奎・趙概・歐陽脩、英宗を立てし事を記し、幷びに賈易、韓琦の定策を論ずる疏、後に附す。」と見える。

4．趙康靖日錄：趙槩

尤袤『遂初堂書目』本朝雜史、『宋史』藝文志、史部、故事類に名が見え、陳振孫『直齋書錄解題』巻七に「趙健靖日記一巻。參政睢陽趙槩叔平の記す所の治平乙巳丙午閒の政府に在りし事。」と記される。趙槩は嘉祐五年（一〇六〇）十一月に樞密副使となり、七年三月から熙寧元年（一〇六八）正月まで參知政事をつとめる。なお、この日記が進上され、英宗實錄編纂の際に參考とされた點については、陳瓘『四明尊堯集』（『四庫全書存目叢書』史部、史料類所收）巻八所引『王安石日錄』に「余曰わく、臣、實錄を修するに、趙槩、進む所の日錄一册を見る。韓琦の言語の如きは、卽ち一句無し。豈に是れ韓琦都て語わざらんや。歐陽脩の言語、傳布に於いて不便と爲す者の如きは、錄する所甚だ多し。中書の語を漏らしたれば、人、此を以て歐陽脩を怨む。但だ謂うに其れ淳直して、事を匿す能わざるのみ。槩の進む所の日錄を見るに及びては、乃ち槩の長者に非ずを知るなり、と。」と見える。この記事は、陳瓘によれば、王安石が英宗實錄の修撰の際、趙槩が進呈した日錄を實見した感想を神宗に述べたものという。

5．王安石日錄

『長編』巻二一〇、熙寧三年（一〇七〇）四月の注に初出、巻二七八、熙寧九年十月まで。ただ、『郡齋讀書志』巻六に「王氏日錄八十巻。（中略）此書、熙寧元年四月より起こり、七年三月に終わり、再たび八年三月に起こり、九年六月に終わる。安石兩たび國柄を執るなり。」と記されている。治平四年四月から熙寧三年三月までの閒については現存の『長編』は缺落しており、日錄の記事の期閒については『郡齋讀書志』の記述に從いたい。王安石が參知政事となったのが、熙寧二年（一〇六九）二月であり、三年十二月には中書門下同平章事となり、七年四月から八年二月の中斷期を挾み、九年十月までつとめている。なお、陳瓘『四明尊堯集』巻五には「今、日錄第一巻を考えるに、安

石、未だ執政已前に、七たび神考に對するに、並びに一言も理財に及ぶ無し。」とあり、日錄が王安石執政就任以前から始まっていたことを明確に示してくれる。

さらに『長編』卷二一〇、熙寧三年四月に「王安石、時政記を著して曰く」という、王安石が時政記を記していたことを示す記事、並びに卷二七八、熙寧九年十月の注の「日錄に、余、上の爲に言いしこと、陛下と開陳せし事、退きて趣やかに錄し以て自省に備う。他時、位を去るに及び、當に繕寫し以て進むべし、と云う有り。」の記事が注目される。前者の記事は、王安石が時政記を記す一方で、日錄を記していたことを示す。また、後者の記事通りであれば、自らの政治の備忘錄と、退任後、皇帝に提出することを目的に記されていたことになる。

6．呂惠卿日錄

『長編』の記事としては、卷二六四、熙寧八年五月甲戌の注「呂惠卿日錄、熙寧八年十四日、楊汲の功過を進呈す」が最も年次の古い記事であり（初出記事は卷二五六にあるが、こちらは熙寧八年八月二十八日の年月日が記されている）、年次の新しいものは卷二七一、熙寧八年十二月庚寅注の「呂惠卿八年九月十六日日錄に云う」の記事である。呂惠卿が參知政事であったのは、熙寧七年四月から八年十月までである。なお、呂惠卿は自らの日錄を神宗に上申し、「臣、私かに策子を記すに、皆な其の事有り。其の事、多く陛下の德音と親しく聞く所より出づ。宜しく廢忘すべからず。而して其の文、一二日以って撰造すべき者に非ざるなり。」（『長編』卷二七八、熙寧九年十月戊子の注）と記されている。なお、尤袤『遂初堂書目』本朝雜史に呂吉甫日錄の名が見える。その日記の性格について『長編』卷二六八、熙寧八年九月辛未の注に引く「陳瓘答劉羲仲書」に「呂太尉日錄未だ之を見ず。但だ宛邱奏議中に、其の日錄を進むの箚子を見るのみ。蓋し其の荊公と反目せしより以後、既に二手簡を進め、又た日錄四卷を進む。四卷の內、皆な執政以後歸美の迹を鋪陳し、自ら其の忠を明らかにす。故に當時荊舒殷懃の說、復た裕陵に信ぜられず。而して荊舒、是により重く罪を得。鍾山著わす所の八十卷、乃ち彼の四卷に效いて之を爲すなり。二錄卷帙の多寡、則ち同じからざると雖

も、其の懐く所を伸ばすを得るは、則ち以て異なるなきなり。自から其の忠を明らかにする者、前に伸ばすを得、自から其の聖を明らかにする者、後に伸ばすを得。今八十巻世に盛行す。取りて之を觀、彼此を效驗すれば、則ち四巻の載す所、讀まずして盡く其の意を得べし。」と見える。

7．司馬光日記

『長編』の注には、『司馬光朔記』、『司馬光記聞』、『司馬光日記』が太祖朝から神宗朝まで廣く混在している。これらについて、『增廣司馬溫公全集』（汲古書院、一九九三年）所載の佐竹靖彦「『增廣司馬溫公全集』所收の『手錄』と『日錄』をめぐって」では、『司馬光記聞』、『司馬光日記』と『司馬光日錄』を區別し、『司馬光日記』は陳振孫『直齋書錄解題』の記事に基づき、嘉祐六年（一〇六一）に知諫院になり、中央朝廷の事實を直接見聞できるようになると、司馬光はそのことを日記に書き留めるようになり、熙寧四年に中央政府から身を退いて『資治通鑑』編纂に集中するまでの期間に書かれたこと、またその內容は「朝廷の政事、臣僚の差除、及び前後の奏對、上の宣諭する所の語、以て聞見の雜事に及ぶ」を記していたとする。

8．馮京參政記

『長編』巻二七八、熙寧九年十月の注に引用。馮京は熙寧九年十月に知樞密院事、元豐三年から四年正月まで樞密使をつとめた。

9．呂公著掌記

『長編』巻四一三、元祐三年（一〇八八）八月、巻四四一、元祐五年四月、巻四四五、元祐五年六月等の注に引用。尤袤『遂初堂書目』本朝雜史には呂正獻手記が見え、『直齋書錄解題』巻五に「呂申公掌記一卷。丞相申國呂公著晦叔撰す。相位に在りしとき、記す所の、人材已に用いたる、未だ用いざるの姓、及び事、當に行うべき、已に行いたるの條目。」と見える。呂公著は元豐元年（一〇七八）九月に同知樞密院事、三年九月には樞密副使、四年正月から五

年四月まで同知樞密院事をつとめた。一旦、政界から退いた後、再び登用され、元豊八年七月に尚書左丞に、元祐元年閏二月には門下侍郎となり、四月から四年二月に亡くなるまで中書侍郎をつとめた。

10. 呂大防政目

『長編』巻三五四、元豊八年四月から、『長編』巻四八四、元祐八年六月まで閒斷なく注に引用される。呂大防は元祐元年閏二月に尚書右丞、十一月に中書侍郎、三年四月から紹聖元年三月まで門下侍郎をつとめる。なお、呂大防が元祐時政記執筆に關わっていたことは、『長編』巻三五二の注に「呂大防手寫時政記」と見える。

11. 王巖叟朝論、王巖叟繫年錄

尤袤『遂初堂書目』本朝雜史に『王巖叟繫年錄』、『王巖叟朝論偉論』の名が、『宋史』藝文志、史部、編年類に「王巖叟繫年錄一卷、元祐時政記一卷」と見える。『長編』には、『王巖叟繫年錄』は巻四〇二、元祐二年六月から巻四七二、元祐七年四月まで（初出は巻一一五の注であるが、元祐時代に宣仁太后と官僚たちと交わされた會話を記錄しているもの）、『王巖叟朝論』は巻三五八、元豊八年七月から巻四六四、元祐六年八月（但し巻四六七、十月に「朝議」という名が見える）まで、各所の注に引用される。その他、「王巖叟日錄」、「王巖叟西省記」という名も見える。王巖叟は元祐六年二月から七年五月まで簽書樞密院事をつとめる。

12. 劉摯日記

『長編』巻四〇九、元祐三年三月から、巻四六六、元祐六年九月（注に「劉摯閏八月六日、淮東提刑鑪浚王肇を體量せし事を記して云う」）まで各處に引用される。他には見られない、本文にそのまま劉摯日記を引用している箇所が數ヵ所ある。劉摯は元祐元年十一月に尚書右丞、二年五月に尚書左丞に、四年十一月に中書侍郎に、六年二月から十一月まで門下侍郎をつとめる。『直齋書錄解題』巻七、傳記類に「劉忠肅行年記一卷。丞相東平劉摯莘老撰す。」とある。

13. 范祖禹手記

『長編』巻四四八、元祐五年九月、巻四四九、元祐五年十月の注に見える。

14．文潞公私記：文彦博

『長編』巻一八二、嘉祐元年五月の注に初出、巻四五〇、元祐五年十一月の注まで散見。但し、李燾は「私記、誰が作るか知らず。（中略）蓋し其の子孫門人或いは故吏輩之を爲るのみ。」（『長編』巻四三七）と述べており、後人の手による可能性が高い。なお、尤袤『遂初堂書目』本朝雑史に名が見え、『直齋書錄解題』巻七、傳記類には「文潞公私記一巻。至和に建儲を請うこと及び元豐褒賞の事を記す。」と見える。

15．曾布日錄

尤袤『遂初堂書目』本朝雑史に曾子宣日錄、曾子宣手記節略の名が、『郡齋讀書志』巻六、雑史類に「曾相手記三巻。右、紹聖の初め、元祐黨禍起こる。曾布、公論の所在を知り、故に上に對する語、多く兩端を持す。又た輒ら增損し以て此書を著すと云う。」とあり、『直齋書錄解題』巻七傳記類に「紹聖甲戌日錄一巻、元符庚辰日錄一巻。丞相南豐曾布子宣撰す。政府に在りて奏對施行せしこと及び宮禁朝廷のことを記す。」とある。『長編』の紹聖、元符年間の記事の各處に引用される。曾布は紹聖元年（一〇九四）六月に同知樞密院事、四年閏二月に知樞密院事、元符三年四月から崇寧元年閏六月まで尚書右僕射をつとめる。

16．蔣穎叔日錄：蔣之奇

尤袤『遂初堂書目』本朝雑史に名が見える。その他、周必大『文忠集』巻一八に「跋蔣穎叔樞府日記」という跋が見え、樞密院にいた二年半に記された日記であることが分かる。蔣之奇は元符三年（一一〇〇）四月同知樞密院事、建中靖國元年（一一〇一）七月から崇寧元年十月まで知樞密院事をつとめている。

17．吳丞相手錄：吳敏

『直齋書錄解題』巻七、傳記類に「吳敏元忠撰す。靖康初元の事を記す。」と見える。吳敏は宣和七年（一一二九）十

二月に門下侍郎、靖康元年（一一二六）正月から八月まで少宰兼中書侍郎をつとめている。

18．建炎筆錄：趙鼎

建炎三年（一一二九）己酉から四年庚戌、紹興六年（一一三六）丙辰、七年丁巳の四年間について記す。前二年は金との戰爭で轉々とした皇帝に扈從した時の記錄、後二年は宰相時代の記錄。『忠正德文集』卷七に收められ、丙辰筆錄、丁巳筆錄と稱される。趙鼎は建炎四年五月に簽書樞密院事、紹興四年九月に右僕射、七年九月から八年十月まで左僕射をつとめている。

以上の內容を整理してみよう。日記が宰執在任中に書かれているのは、3、4、5、6、8、9、10、11、12、15、16、17、18であり、時政記の執筆者として史料に名前が出てくるのは3、4、5、10、11であり、時政記執筆の任に當たった宰執が、その一方で日記を書き留めていたことを裏附けてくれる。ただ、日記の執筆開始時期を見ていくと、5の王安石、11の王巖叟の例のように宰執就任時以前より始められたものや、或いは7の司馬光のように中央の高官時代に記されたもの等、執筆中の範圍は宰執から中央の高官クラスまで多岐にわたっている。これは、宰執の場合、在任中は時政記執筆のため、或いは宰執の職務の必要上から、皇帝との會話及び政治事件を備忘錄として附けていたためであり、また先に見た『高宗實錄』の事例のように、宰執から高官クラスの退任者に對し、實錄作成のための史料として日記の提出を求めることがあったことが理由として考えられる。

日記內容は1、14のように特定の事件を記すためのものであったり、9の『呂公著掌記』のように人事、政策に關する備忘錄的なもの等、多樣な性格を持つものが作られている。しかし、その基本的性格は、5の『王安石日錄』の別名が『熙寧奏對』[16]であったように、皇帝との政治的會話を記錄するために作られ、そして文體の差は有るものの、時政記の史料源Dと極めて性格の類似したものとなっている。ただ、その內容は時政記と比べ、政治の實態を生々しく映し出してくれるものである。幾つか例を紹介してみよう。

（例一）陳瓘『四明尊堯集』巻二聖訓門(17)

劉孝孫言うならく、御批もて、市易務、如し兼幷の家、較固して利を取らば、市易司をして覺察せしめ、三司をして條に依り施行せしむるを請いしことを降出す。此れ仁厚もて民を愛するの意なり。是に至りて進呈す、と。余曰く、劉孝孫、此の事を稱頌し、以て聖政と爲す。臣愚竊かに謂へらく、此れ正に是れ聖政の闕なり。較固法は是れ律より以來行用する有り。但だ均を爲す所以を申明するのみ。均しければ貧しとは、乃ち孔子の言なり。政に於いて何れの所にか害あらん。陛下此れを行うを欲せず。此れ兼幷の家、以て陛下、豪強を摧制するに敢えてせざる所有るを窺見する有り。故に內、近習に連なり、外、言事官を惑わし、之をして騰口せしむ、と。上笑いて曰く、已に律あれば、自から施行すべし。故に條を立てるを須ちいず、と。余曰く、律有りと雖も未だ嘗て行われず。又未だ嘗て官司をして振擧せしめず。須く先に申令し、兼幷をして避くる所を知らしむるべし、と。上曰く、若し法を設けて之を傾けば、則ち兼幷、自から害を爲すあたわず、と。余曰く、若し明らかに法令を立てず、但だ法を設けて相傾けば、卽ち是れ紙舖孫家の爲す所なり。紙舖孫家は是れ百姓たり。故に百姓を制し得ず。止だ當に如此（かくのごとく）なるべし。豈に尊くして天下の主となりて、乃ち只如（たとえば）紙舖孫家の爲す所有らんや。何を以て之を人主と謂わんや。

この一節は熙寧五年（一〇七二）、呂嘉問が申請した十三箇條の市易法條文の內、兼幷の家を抑制する「較固法」に關わる一條を神宗が削除したのに對し、王安石が執拗に法令として制定することを求めた箇所である。そのやりとりの中で、今回の措置を「聖政の闕」といい、法令を制定して兼幷の家を抑制しないのであれば天下の主とは言えないとまで述べる。神宗の政治を指導しようとする王安石の姿勢が如實にうかがえる。また、こうしたやりとりは『王安石日錄』の各處にうかがえる。秦孝公のもとで行われた商鞅の政治を「法を立てること簡にして要」或いは「術を選びて事を濟す」と述べ、見ならうべきものとして神宗に勸めたり（卷三論道門）、或いは保甲法の導入に對する神宗のやり方は愼重すぎる（卷三論道門）、及び軍事に對して小事にばかり關心をとられ、大事を誤っている（卷六邊機門）といった批判が端的に表現される。(18)

こうした生々しい政治の記錄は『王安石日錄』だけではない。7の『司馬光日記』には、司馬光が經筵留身（學問の進講を擔當する經筵官が、進講終了後、殘って皇帝に對して意見を述べるもの）の際の神宗との人事をめぐるやりとり（「邇英留對錄」）や、垂拱殿の對の折に外任に出ることを願い出た上、さらに王安石等新法黨グループ並びに新法政策を痛烈に批判した一節（「垂拱登對乞知外郡錄」）が記される。(19) ここでは、御史中丞罷免の處分を受けた呂公著を擁護し、新法に反對する蘇軾を喪服期間を偽った李定ほどひどくないと述べ、また呂惠卿・李定を攻撃し、青苗法を批判し、さらに王安石、韓絳、呂惠卿を中心とした制置三司條例司體制を批判するなど、新法に對する司馬光の具體的な政治姿勢が表わされる。

また、12の『劉摯日記』では、政治事件について詳しく述べる外、當時の舊法黨内の人閒關係が詳細に記される。その一節を紹介してみよう。

（劉）摯、私かに記して云う、吾の去るを求めるなり、豈に苟然ならんや。吾れ寒遠より出で、擢されしより四年なり。實に其の分を過ぐ。國に於いて既に顯勞無く、而して賢路を妨ぐ。宜しく止むるを知るべし。此れ一の去るべきなり。元祐の政事、更も首尾する者零落して幾くも無く、獨り吾と微仲と在るのみ。餘者は後に至る。遠者は纔かに一年のみ。其の大異を見ざると雖も、然るに之を趣向同じと謂うを得ざるなり。或いは漠然と兩つながら可とし、或いは深く其の意を藏し、測るべからずと爲す。或いは異意を以て陰かに其の害を入れ、公けに詆諆を肆にす。摯、近ごろ中司の一章に因り政を論ずるに、願うらくは大臣を戒め、共に此の義を敦くし、改更の事に預からずと謂い、遂に同異の心を懷く勿かれ、と云う有り。是に於いて所謂後に至る者皆な樂しまず。樂しまざれば、則ち意、生ぜざるを得ず。故に政論一ならず、陰かに相向背して朋を爲し、而して呂相も亦た都司吏額の事より後、吾に於いて疑心有り。夫れ政事を共にする者六人、而して異志有り、利害を同じくする者才かに二人、而して疑心有り。則ち豈に獨り孤立すること之れ易からざらんや。實に國事の病有るを懼るなり。古人國を安んずるの志、身を全うするの智有る者、多く引きて之を避く。此れ去るべきの二なり。去年六月范堯夫罷めし後、此に至りて右揆を闕く。安厚卿憂に丁

り、近ごろ又、孫和父薨ず。吾の位遂に衆人の上に在り。議者或いは次を以て遞いに及ぼさるれば、勢豈に安んずるを得んや。此れ三の去るべきなり。聞くならく、外藉藉として以うならく、吾、廟議に於いて合わずして去る有り、と。又謂うならく、微仲比ごろ數しば留身するを見て、懼る所有りて去る、と。皆非なり。又以謂久闕補われず、恚みて去るを求む、と。此れ無知の言なり。士大夫、吾の此の擧を喜ぶ者、亦た一ならずとしか云う。（『長編』巻四四六、元祐五年八月戊戌）

この日記は、宰相劉摯が外任を求めた時期（元祐五年（一〇九〇）八月頃）のものである。その中で、當初より舊法黨政權を擔ってきた仲閒たちが政界を離れ、今では呂大防と二人のみとなったこと、その呂大防とも尚書省の吏額問題を契機に氣まずくなり、現在、政事を共にする宰執の內で六人は意見を異にし、利害を同じくするものは二人であるものの疑念を懷いている、といったことが語られる。

同様な政略の內部事情を語った記事は『長編』に散見し、例えば、

（前略）初め、（傅）堯俞、留身して此の事を白さんと欲す。（呂）大防等諭するに、留まるを須いず、但だ衆に對して之を陳べれば可なりを以てす。劉摯謂へらく、堯俞既に文字を簽書す。卻て訴える所有りて己知らずと謂い、直衆人欺謾して其の簽書を取ると以爲う。故に箚子に自から昏亂すと云う。其の留身せんと欲すは、蓋し將に簾前に就きて其の欺謾の罪を衆人に嫁せんとするなり。大防等其の說を曉るに賴り之を止む。徐むろに聞くならく、堯俞を激して此を爲さしむるは、實に給事中范純禮なり。堯俞・純禮、韓氏において親を連ね、事多く密かに純禮に咨る。大防、既に堯俞を信じ、堯俞も又、多く純禮一二輩に謀る。所以に差除の閒、多く洛人及び韓氏姻舊を用いるとしか云う。（『長編』巻四四九、元祐五年十月丁巳）

とある。これは、元祐五年（一〇九〇）十月、三省で集議し決定した刑名の審議方法（「公案、邊防に係る者は、文臣は都省に上り、武臣は密院に上りて、同に旨を取る」）について、中書侍郎傅堯俞が異議を唱えた事件について述べられたものである。

劉摯は、この事件の背後には、中書侍郎傅堯俞が動かした給事中范純禮の存在があり、そして、韓氏の姻戚に連なる傅堯俞、范純禮のグループが大きな勢力を形成し、これに呂大防が荷擔していることを批判的に述べる。

また、次の記事は、劉摯が宰相を辭任する直前のものだが、

劉摯、（曾）肇の事を敍して云う、肇、博學能文なり。前年、蔡確を責めしとき、中書舍人彭汝礪、頗る人に告げて曰わく、肇、我を教するなり。始め我が議を助け、繼いで奏せんと欲す。今奏せざるは、是れ我を賣るなり。言者其の說を取り、肇、辨ぜずして去るを求む。汝礪去年召還さる。肇又一年にして召さるも、夕扉猶お以て不可と爲すは、何ぞや。汝礪に韓・范の助有るが故なり。衆謂へらく肇、沈深し保ち難し、と。議者頗る之を疑い、其の來るを欲せずして謂うならく、其れ陰很なれば、異日害を爲すこと必せり。汝礪、異論あると雖も、淺戇にして見易く、慮るに足らず、と。肇今日略ぼ上前に於いて之を論じ以謂ならく、二人の賢否邪正、皆な未だ論ぜず。但だ上書して蔡確を救いし者は、汝礪なり。肇之を教すと謂うは、傳聞の言なり。汝礪、才かに一年にして卽ちに召さる。肇、二年にして乃ち舊物に還るは、反て不可とす。借使之を教するに迹有るも、猶當に行遣一等たるべし。況んや傳聞より出るをや。是非明らかならずして便ちに黜責を行う。恐るらくは以て天下を服すること無からんや。實に朝廷の得失に繫ぐ。肇、今當に且く罷むべし。然るに今後如此の事、須く當に先に是非を辨じ、乃ち賞罰を行うべし。人をして冤枉無からしめ、亦た以て朋黨傾陷の事を塞ぐを庶う。諭して曰わく、極めて是なり、極めて是なり、と。肇、要人に得ざること一ならずして、略ぼ肇の言を助くる者無し。（『長編』卷四六二、元祐六年七月己卯）

とあり、曾肇の中書舍人任命人事が中止となったことについて述べられる。蔡確彈劾時に蔡確を擁護したとして左遷された彭汝礪の例を引きながら、彼が一年で復歸できたのは韓氏・范氏グループの援助があったからであり、曾肇の左遷は傳聞によるものであり、二年經ってもとのポストに戻れないのは不當であると哲宗に申し上げる。ところが、哲宗からは「極めて是なり」という言葉を貰いながら、宰執・高官には劉摯の發言を助けるものがなかったと述べられる。

かつて、舊法黨政治の中核を擔った劉摯集團を中心に、元祐時代の政治をⅠ劉摯集團の形成～全盛期①（元豐八年三月～元祐二年五月）、Ⅱ全盛期②（元祐三年二月～五年五月）、Ⅲ劉摯集團の衰退～新法黨の復活（元祐五年六月～紹聖元年三月）の三期に分け、分析を試みたことがある。(20) 劉摯日記は第Ⅱ期から第Ⅲ期にかけて書かれており、とりわけこの時期において劉摯が次第に舊法黨内で孤立していく様が書かれており、當時の派閥爭いの實態を知ることができる。

以上のように、日記は時政記より生々しい政治實態を映し出してくれる。『神宗實錄』の編纂の際に新法黨・舊法黨の立場を鮮明に表すためにそれぞれの派閥が日記を利用したり、李燾が『長編』を編纂する際、多くの日記を參考史料として用いた理由もそこにあったと考えられる。

四　官撰史料編纂と政治構造との關係

そもそも、個人の日記が文學のジャンルとして登場してくるのは、唐代末頃であり、本格的に書かれるようになるのは宋代からである。宋代においては旅行記、日常生活を描いた身邊日記、政治家が記した政治日記、外交使節の日記など様々な日記が登場する。(21) 各種の『書目』を見る限りでは、北宋期に政治日記がよく書かれ、南宋期には旅行記や日常生活を描いた身邊日記がよく書かれたという傾向を見ることができる。

この傾向は檢出した十八の事例からもうかがえ、政治日記は北宋の第六代神宗、第七代哲宗朝頃に盛んに作成され、第八代徽宗朝頃より南宋初期にかけて減少していき、南宋中期以降には姿を消していることが確認される。前者の時期は新法黨、舊法黨の閒で激しい議論の應酬があった時期であり、日記は當時の活潑な言論狀況を示してくれる。恐らく、こうした日記が盛んに書かれたのは、『英宗實錄』作成のために宰執より積極的に史料提供を求めた神宗のように、(22) 言論を許容する皇帝の姿勢があったと思われる。一方、後者の北宋末から南宋初めは、章惇、蔡京、秦檜等新法黨系の政治家が政權を掌握し、「元祐黨禁」や「文字獄」や「私史・野史の禁」を行い、自己の勢力にとって不都合な史料を抹消し、思

想・言論彈壓につとめた時期である。私撰史料である日記が殘されていないのは、當時の政治の風潮を反映したものと考えられる。(23)

政治史料の編纂は、このような短期の政治構造の變化に影響されるだけではなく、長期的な政治構造の變化にも對應している。先に唐代、宋代、明代の官撰史料の編纂過程の變化を「起居注の時代」、「時政記の時代」、「檔案文册の時代」と概括したが、この區分は當時の政治構造と見事に呼應する。

唐代の政治史料と政治空間の關係については冒頭で述べた通りであり、起居注から時政記への移行は、皇帝の政治決裁の場が次第に內殿に重心を移すことに伴い、皇帝との重要な會話記錄を起居注の官から宰執が代わって記錄することから起こったものであった。(24) この唐代前半から後半への政治構造の變化は、政治空間の移行だけではない。政治機關としては、唐代前半までは皇帝のもとに宰相を中核とする行政府が置かれ、この行政府が政治を運營する體制を取っていた。唐代後半になると樞密院、翰林院といった幾つかの官廳が新設されて皇帝の直屬となり、また諸官廳並びに官僚が宰相を中核とする行政府を介することなく、皇帝と直接對面したり、或いは直接文書を提出する政治システムの發達をみることとなる。このシステムの發達を受け、次の宋代になると、官僚が様々な機會に皇帝に直接會って意見を申し上げる「對」と呼ばれるシステムが確立し、政治意思決定の上で重要な役割を果たしてきた、唐代までの官僚の集議の方式に取って代わるようになる。(25) つまり、官僚たちの集議よりも、一對一或いは一對複數で行われる、皇帝と官僚との意見交換が政治意思決定の上で大きな役割を果たすようになるのである。このことは例えば呂中『皇朝中興大事記』卷一「復轉對故事」の記事がよく示してくれる。皇帝が宰執—「宰輔宣召」、侍從—「侍臣論思」、經筵官—「經筵留身」、翰林學士—「翰苑夜對」、起居郎・起居舍人—「二史直前」、百官—「群臣召歸、百官輪對」、地方長官—「監司・帥守見辭」、小官—「小臣特引」(26)といった個々の官僚との「對」の機會を通じ、様々な官僚との接觸から政治情報を獲得していたのである。

また、宋代においては、皇帝の一日は、前殿視朝、後殿視朝、經筵留身、翰苑夜對といった各種の「對」のバリエーシ

圖2　宋代の政治的時間（皇帝の一日）

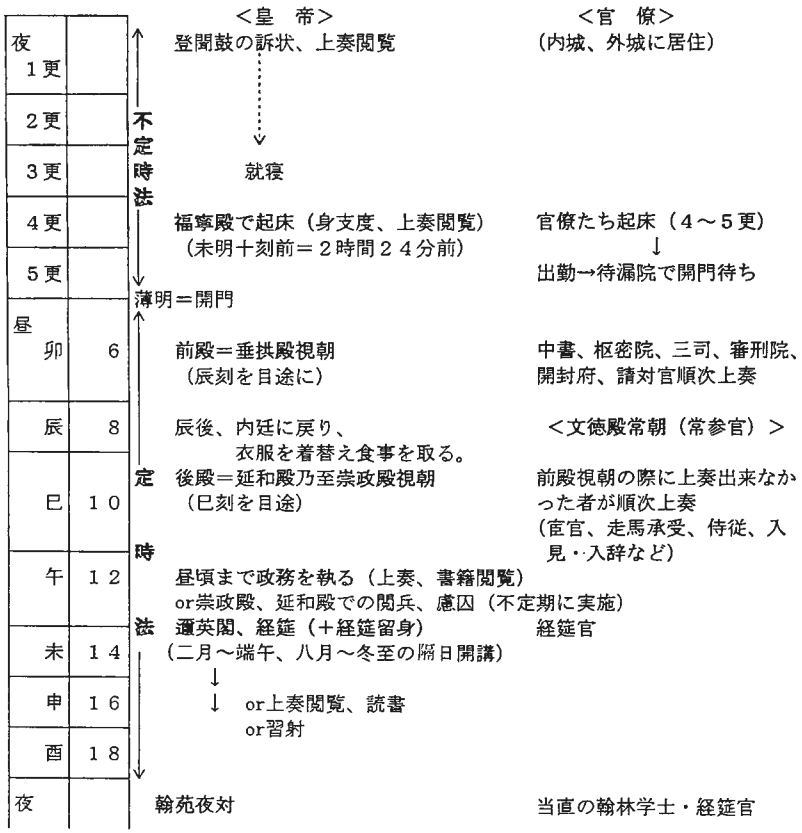

＊宋代の政治的時間を考える際に，注意しておかなければならないことは日の出から日の入りの間は１辰刻＝２ｈの定時法が，日の入りから日の出までの夜の時間は夜の間を５更に分ける不定時法が用いられたことである。

ョンによって運営されている（**圖2**　宋代の政治的時間（皇帝の一日）参照）。詳細は別稿中で述べたので省略するが、簡単に言えば、午前中に行われる視朝の時間においては、宰執以下の重要官廳の長官を主として接見する「前殿視朝」の時間、そして休憩を挟みその他の官並びに「對」の請求のあった官と接見する「後殿視朝」の時間が設けられている。次に午後には一年中ではないが、ご進講の時間である「經筵」の時間並びに經筵官を留めて政務その他について意見交換を行う「經筵留身」の時間があ

り、そして夜には當直の翰林學士、經筵官を召し、意見交換を行う「翰苑夜對」の時間があるといった具合である。

また「對」はすべての官僚におしなべて與えられていたわけではない。當時の史料を見ていくと、皇帝との「對」を行える頻度によって、宰執／尚書六曹・臺諫／侍從／監司・知州・その他中央の官僚といった順に差別化がなされており、この仕組みに基づき官僚が受ける官品とは別の階層秩序を形成していたと考えられる。(27) 宋代の政治史料の中で、宰執と言路の官（政事批判を行う臺諫、給事中、中書舍人より構成。給事中、中書舍人は侍從層に位置する）の發言が多く殘され、これら二つの官僚層を軸に政治が展開したのも、實はこの制度によることが多いのである。

以上のような仕組みの結果として、宋代の政治史料は、皇帝と官僚との間で交わされた會話を重視することとなり、圖3のように時政記、日記、起居注、「邇英記注」を作成するための記錄を集めることに意を注ぐこととなる。

このシステムをもう少し丁寧に說明すれば次の通りとなる。

圖3　宋代の各種の「對」システムに對應する政治史料編纂

	〈皇帝の一日〉	〈政治史料〉
午前中	前殿（垂拱殿）視朝 後殿（延和殿 或いは 崇政殿）視朝	宰執⇓時政記、日記 高官⇓日記 一般官僚⇓起居注の史料源C
午後	經筵⇓經筵留身（邇英殿）	經筵官⇓「邇英記注」
夜	翰苑夜對（內東門小殿）	翰林學士、經筵官⇓日記

(1)皇帝と宰執とのやりとりは、時政記を中心に記錄された。具體的には、『中書時政記』、『樞密院時政記』が作成される。その他、財政を擔當し、「計相」と稱された三司にも同樣な記錄が附けられていたとする記事もある。(28) また、『長編』中には、『御史臺

記』、王遊『御史記』、馮潔己『御史臺記』など所謂『御史臺記』なる史料が何度となく引用される。この書は御史臺官の名簿・事跡や御史臺の職務に關わる儀制・敕令格式などを詳細に記しており[29]、性格を異にするが、主要官廳において政治に關わる重要事跡が編纂されていたことが確認されよう。

(2)宰執から高級官僚の閒で、皇帝との會話、重要な政治事件などについて政治日記が附けられたことは先に論じた通りである。その一つの目的は時政記執筆のためであり、また實錄編纂時に列傳の史料となる行狀、墓誌等と共に提出が求められることがあったからであると考えられる。

(3)一般官僚には、皇帝と「對」を行った際には、起居注の官に皇帝の言葉を記錄し提出する義務があった。この義務が規則通りに實行されていたか分からないが、例えば眞德秀『西山文集』(『四庫全書』本)卷四には「得聖語申省狀」、卷五に「得聖語申後省狀」、卷一三に「得聖語申省狀」とあり、起居注の官が所屬する門下後省、中書後省へ聖語を屆けている事例を確認できる。その文體を見ると、「證會、某今月十二日上殿奏事、……蒙宣諭」、「證對、某今月十四日、輪當進讀三朝寶訓、……某奏云、……玉音云」、「今月十三日午時蒙恩、選德殿內引奏事……某奏云、……上曰」といったように、臣下の上奏と皇帝の宣諭をまとめた形で記錄されている。先に日記の事例として紹介した『增廣司馬溫公全集』卷二手錄に採錄される「奏箚幷擧蘇軾等錄」、「垂拱登對乞知外郡錄」等は、そうした記錄とも考えられる。

(4)ご進講の場所は邇英殿が主として用いられ、この折のご進講の記錄が編纂された。『玉海』卷四八、藝文には「淳化崇政殿起居注」、「景祐邇英・延義二閣記注」[30]、「元祐延英記注」、「紹興邇英記注」、「乾道祥曦殿記注」、「淳祐緝熙殿記注」等の名が史料に殘っている。これらは、ご進講の際の記錄であり、司馬光の「手錄」に殘されている「邇英殿奏對錄」も同種のものと思われる。この他、各種文集を繙くと、徐鹿卿「經筵奏己見」、「己巳進故事」(『清正存稿』卷二)[31]、陳淵「經筵進講故事」(『默堂集』卷一四)等のご進講の際に述べた自らの政治意見や講義內容を記したものや、范祖禹「邇英閣奏對箚子」(『范仲太史集』卷二三)、朱熹「經筵留身面陳四事箚子」(『晦庵集』卷一四)、史浩「經筵薦石敦等箚子」(『鄮

峯眞隱漫錄』巻八）など、經筵の際に他の「對」の機會と同樣、箚子を提出し政治について意見を述べたり、官僚を推薦したりしている樣子も窺うことができる。

以上のように、宋代の政治史料は、「對」システムと密接に關係しながら作成されていたのである。ところが、明代になると、宰相制度が廢止され、中央の官廳が皇帝直屬となり、政治意思決定は、內閣が皇帝の命令を起草する「票擬」と呼ばれる形式によって運營されるようになる。そして、この時期の內閣は、百官を統轄する行政府の長ではなく、あくまでも皇帝の輔佐役・代言人であり、その役目を通して政治の大權を掌握するところに特徵がある。この「票擬」による政策決定システムは、このシステムに關與できる內閣大學士及び司禮監を中核とする宦官に大きな權力を與えることとなる。時政記が作られなかったのは、宰相制に取って代わった以上のような新しいシステムと大きく關わっていると考えられる。また、明代後半の皇帝は政治の場に姿を現さなくなるといわれている。起居注、日曆が一時期を除き殆ど作成されなくなるのもこうした皇帝の政治姿勢と關わっていたかと思われる(32)。以上のように、明代の實錄の編纂が檔案文冊を中心に行われていくのは、「對」システムから「票擬」を機軸とした政治運營の變化を反映するものであり、政治構造と政治史料の編纂とは深く關わっていることを裏附けてくれる。

五　小結——展望に代えて

政治史料は、國家や編者の意圖、當時の政治構造といった樣々な媒介物を經て政治の姿を映し出したものであり、政治史研究者はできる限りその媒介物によって見えにくくなっている本來の姿を復元する必要がある。そのためには、宋代政治史研究は、これまで依據してきた私撰の編年體史料をそのまま事實として讀み取るのではなく、その編纂史料が依據した起居注、時政記、日曆、實錄、國史、會要等の官撰史料や、日記、隨筆、私史、墓誌・行狀等の私撰史料をもとに嚴密な史料批判を行い、記事の背後にある政治構造や、史料を採擇した編者や國家・政治家の意圖を讀み解く作業が不可缺と

なる。

とりわけ、政策決定システムの検討は缺かすことができない。一例をあげて説明してみよう。かつて、著者は英宗の實父である濮王の諡號をめぐる「濮議」の問題について次のような提言をしたことがある。濮議については、これまでの研究によりその討議の内容や參加者、及び事件の顚末は明らかにされている。しかし、問題處理の手續きや討議參加者の發言權といった政策決定システムの仕組みは考慮されていない。この事件の全容を知るためには、この問題を處理する上で機能した「議」や「對」と呼ばれる政策決定システムの持つ意味を檢討していかなければならない。そうでなければ、マクロ政治學的分析によって導き出される「君主獨裁政治」「專制國家」といった曖昧な概念が何時までも一人歩きしてしまい、當該時代の政治構造の實態は明らかにされ得ないのである。(33)

また、政治空間や政治時間を具體的に表す、宮殿構造や皇帝と官僚たちの接觸のあり方も看過するわけにはいかない。Norbet Elias が明らかにした、宮殿構造や寢室で繰り廣げられる禮儀作法や儀式がルイ一四世時代の王權並びにフランス宮廷社會の階層秩序を形作っていたとの指摘を想起すれば、その意味が理解できるであろう。(34)

つまり、著者が論じる政治過程論とは個別現象を解明するだけではなく、政策決定システムや政治空間、政治時間をも考慮に入れることによって、マクロ的政治構造の解明をも視野に入れた方法論なのである。そして、今回提示した政治史料の解析法はその方法論を進める上での前提となるものである。今後は、様々な解析法を驅使して進めてきた諸成果を集大成し、政治過程の背後にある政治構造を明らかにし、さらには宋代という時代の特質の解明を進めていきたい。

註

(1) 政治過程論については寺地遵「宋代政治史研究方法試論—治亂興亡史論克服のために—」(『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、一九九六)、及び平田茂樹「宋代政治史研究の現狀と課題—政治過程論を手掛かりとして—」(『アジア遊學』七、一九九九)參照。

(2) 『長編』、『要錄』、『會編』の史料構成について概觀して

おく。『長編』がもととした史料について、李燾自身は、乾道四年（一一六八）の李燾の上表に「旁采異聞、補實錄・正史之闕略」とあり、また淳熙元年（一一七四）の上表に「顧此六十年事、於實錄・正史之外、頗多所增益、首尾略究端緒、合爲長編」（『文獻通考』巻一九三、史部、編年）と述べる。つまり、いずれも實錄・正史を基本に、異聞史料を參考史料として用いるという方針であったと思われる。

そして、異聞史料としては、陳傅良『止齋文集』巻四〇、嘉邸進讀藝祖通鑑節略序では、

本朝國書、有日曆、有實錄、有正史、有會要、有敕令、有御集、又有百司專行指揮・典故之類、三朝以上又有寶訓、而百家小說・私史與士大夫行狀・誌銘之類、不可勝紀。自李燾作續通鑑、起建隆元年盡靖康元年、而一代之書、萃見於此、可謂備矣。

と記されるように、實錄、正史以外に、日曆、會要、百司專行指揮、典故、寶訓、小說、私史、行狀、誌銘など多様な書物が利用されている。また黃廷鑑の跋文では、

李文簡公續通鑑長編一書、今世所傳、僅存建隆至治平一百七十五卷、蓋卽乾道四年所進之本也。其淳熙元年續進神・哲以下四朝之書、自元・明以久無傳本。今七閣所儲永樂大典本雖缺徽・欽二紀、而熙寧訖元符兩朝三十餘年事迹、犁然具在、洵爲北宋紀載之淵藪矣。其中分注・考異詳引他書、而於神・哲之代尤多。如宋會要・政要・歷朝實錄・時政記・王禹偁建隆遺事・蔡襄直筆・王拱辰別錄・司馬溫公日記・王荊公日記・劉摯日記・呂大防政目・呂公著掌記・曾布日錄・林希野史・王巖叟朝論・歐陽靖聖宋掇遺・邵氏辨誣諸書及諸家傳誌碑銘、皆無一存者、卽幸有傳書如東齋紀事・涑水記聞・東軒筆錄・湘山野錄・玉壺清話・邵氏聞見錄・筆談・揮麈錄之類、往往傳寫訛脫、亦足據以是正。則此編非特足以考定宋・遼二史闕訛、而有宋一代雜史・小說家不存之書、亦可賴以傳其十二、誠溫公通鑑後不可不讀之書也。

とあり、『長編』に利用された會要、政要、實錄、時政記から各種の日記、隨筆、私史が具體的に明示され、異聞史料が多岐にわたっていたことを示してくれる。

次に、『要錄』は、「付出高宗皇帝繫年要錄指揮」（『建炎以來朝野雜記』甲集巻首）によれば、

臣伏見隆州鄉貢進士李心傳、傳通群書、尤熟本朝故事、嘗謂中興以來明君良臣豐功盛烈、雖已見之實錄等書、而南渡之初、一時私家記錄、往往傳聞失實、私意亂眞、垂之方來、何所考信。于是纂輯科條、編年記載、專以日曆・會要爲本、然後網羅天下放失歸聞、可信者取之、可削者辨之、可疑者缺之、集衆說之長、酌繁簡之中、久而成編。名建炎以來繫年要錄。

とあるように日曆、會要を主としたと見える。また『四庫全書總目』巻四七建炎以來繫年要錄には「以國史・日曆爲主、而參之以稗官野記・家乘誌狀」とあるように、國史、日曆を主としたとある。

なお、『要錄』の成書は嘉定三年（一二一〇）とされるが、『高宗正史』の編纂が始まるのが嘉泰二年（一二〇二）

であり、高孝光寧四帝の『中興四朝帝紀』ができあがるのが淳祐二年（一二四二）とされるように帝紀部分だけで四十年ほどかかっている。ただ、『要錄』巻二の注に「臣修此錄、凡繫日月者、必以國史爲斷。」と稱しており、編纂過程途中にあった『高宗正史』を利用しているかと思われる。また、乾道九年（一一七三）には『乾道中興會要』（『玉海』巻五一に據れば、建炎元年から紹興三十二年六月まで記す）、淳熙三年（一一七六）には李燾撰『高宗日曆』一千巻が、嘉泰二年には『高宗實錄』が上書されている。以上からすれば、日曆、實錄、會要、國史の何れも主たる史料として利用することが可能である。ただ、山内正博「建炎以來繫年要錄注據引篇目索引控」（『宮崎大學教育學部紀要　社會科學』二二、一九六七）に基づけば、注に壓倒的に引かれるのは『高宗日曆』である。また、本章で述べる官撰史料の編纂過程から考えていけば、他より編纂過程が早く、膨大な史料集を形作っていた『高宗日曆』が果たした役割は相當大きかったと思われる。

さらに『會編』の取材史料については、冒頭に引用書目一覽が附されており全體像がわかりやすい。また、徐夢莘の序によれば「於是取諸家所說、及詔・敕・制・誥・書・疏・奏・議・記傳・行實・碑誌・文集・雜著、事涉北盟者、悉取銓次」とあるように國史、實錄は取材對象として明記されない。また、この他、本書内には、洪邁『欽宗實錄』、李綱『建炎時政記』、汪伯彥『建炎中興日曆』・『建炎時政記』といった官撰史料の引用も見られる。ただ、徐夢莘の序の後半には「如洪内翰邁國史、李侍郎燾長編并四繫錄已上太史氏、茲不重錄」とある。恐らく、年月日及び事件の顚末を記す本文については、洪邁『四朝國史』、李燾『長編』及び『四繫錄』が基本參考史料とされ、注部分には引用書目に記した各種史料を用いるという形式を取っていたと思われる。以上の取材史料については、裴汝誠・許沛藻『續資治通鑑長編考略』（中華書局、一九八五）、蔡崇榜「南宋編年史家二李史學研究淺見」（『史學史研究』一九八六―二）、陳樂素「三朝北盟會編考」（『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』六―二、三、一九三六・一九三六）參照。

（3）内藤湖南『支那史學史』（弘文堂、一九四九）及び稻葉一郎『中國の歷史思想―紀傳體考』（創文社、一九九九）參照。

（4）Denis TWITCHETT *The Writing of Official History Under the T'ang* (Cambridge University Press, 1992) 及び松本保宣「唐代後半期における延英殿の機能について」（『立命館文學』五一六、一九九〇）參照。詳細は、兩者の研究に讓るが、時政記の起こりについて、『唐會要』巻六三は「長壽二年、修時政記。先是永徽以後、左右史唯得對仗承旨、仗下後謀議、皆不聞。文昌左丞姚璹監修國史以爲帝王謨訓、不可遂無紀述。若不宣自宰相、即史官疎遠、無從得書。是日、遂表請仗下所言軍國政要、即宰相一人撰錄、號爲時政記。」と記す。

（5）圖は王雲海『宋會要輯稿研究』（河南師大學報增刊、一九八四）、裴汝誠・許沛藻『續資治通鑑長編考略』（中華書局、

一九八五)、蔡崇榜『宋史修史制度研究』(文津出版社、一九九一)等を参考に作成。實錄に附傳が作られていたことはよく知られている事實であるが、それに先立ち日曆に臣僚傳が作成されていたことは、『宋會要輯稿』職官一八―一〇二に「(淳熙)三年二月二十四日、祕書監李燾言、太上皇帝日曆成書、已擇日進呈。其合立臣僚傳、尙有取索未足去處、見行催促、候到卽類聚修立續行添入。從之。」とある通りである。なお、國史の欄に「(表)」と記したのは、『三朝國史』、『兩朝國史』、『四朝國史』、『中興四朝國史』で何れもが帝紀、志、傳よりなり、表が無いからである。ただ、『哲宗正史』に表が作られたことは、『玉海』巻四六「淳熙修四朝史」に「大觀四年四月二十九日、命鄭久中等修哲宗正史。政和二年四月三日、帝紀成。四年五月二十二日、進哲宗正史帝紀・表・志・傳・目錄總二百十卷。」によって確認される。

(6) 朱弁『曲洧舊聞』巻九は、時政記と起居注、日曆、臣僚行狀と比較し、時政記の政治史料としての重要性を述べる。

(7) 家傳・行狀・墓誌から日曆臣僚傳、實錄附傳、そして國史列傳へという流れはあくまでも想定であって、史料を比較する限り、それほど單純なものではない。實錄附傳は著名な官僚が死去した月日に附されるもので、記事は國史列傳の系統を繼ぐ『宋史』列傳と比べると極めて簡略である。その一方、『宋史』列傳に見られない記事もあり、編纂者が適宜、史料選擇を行っていた樣子がうかがえる。

(8) 『明史』巻二八五、徐一夔傳によれば、元代には日曆、起居注が設けられず、中書省に時政科が置かれ、文學掾が史料を整理し、史館に送っていたとする。

(9) 謝貴安『明實錄研究』(文津出版社、一九九五)參照。

(10) 蔡崇榜『宋代修史制度研究』(文津出版社、一九九一)參照。蔡氏は起居注は「修注官記錄皇帝言動」、「臣僚錄報帝語」、「百司供報修注事件」の三つの史料を主として編纂され、時政記は「宰執大臣對於軍國政要之記錄」、「中書與樞密院日常事之檔案材料」、「政府百司・內外臣僚之表奏」の三つの史料を主として編纂されたという。起居注については現存するものが殆ど無いため確認が難しいが、時政記については『長編』に殘る時政記史料を見ていく限り、本文で示した說明が妥當なものと考えられる。

(11) 『宋會要輯稿』職官二―一三、神宗正史職官志によれば、起居注の官は、皇帝が正殿で政務を執る際には、臨席が許されず、便殿で政務を執る際及び大朝會に臨席し、また行幸に附き從い、皇帝の言動について記錄を取ったという。ただ、孝宗の隆興元年(一一六三)五月一日の條の胡銓の發言に見えるように、臨席できる場合でも、起居注の官の立つ位置は皇帝から離れており、十分言動を聞き取ることができなかったという(『宋會要輯稿』職官二―一九)。現在、周必大「起居注稟」(『文忠集』巻一五三)、周密「乾淳起居注」(『說郛』(宛委山堂刊本)巻四二)の二つの起居注が殘るが、僅かに皇位の禪讓、誕節、太皇太后への封册といった、皇帝並びに太上皇帝に關する儀禮の記事や、皇帝の太上皇帝への御機嫌伺いなどの皇帝に隨行した際の記事を傳えるのみである。

(12) 『續資治通鑑長編』の構成を、注記されている典據を手掛かりに概觀すると次の通りとなる。本文は基本的に實錄、國史によって作成される。皇帝に關する記述は『御集』（皇帝の詔、御筆、手詔、上批を集めたもの）や『寶訓』（起居注、時政記、日曆、實錄中の記事の內、國史に入れない皇帝の聖政の事跡を集めたもの）が利用される。政治の過程を詳細に記す際には時政記や日記が利用される。臣下の上奏文を記す際には『文集』や『元祐密疏』・『編類章疏』（徽宗朝に、舊法黨を彈壓するために臣下の上奏文を編纂させたもの）が利用される。制度について記す際には『會要』が利用され、個人の傳記については家傳・行狀・墓誌、或いは私史・野史が巧みに利用される。とりわけ、神宗朝、哲宗朝において、皇帝と官僚とのやりとりなどの生々しい政治の實態を描く際に日記を利用しているのが、他書に見られない本書の際立った特徵である。日記が、政治の實態を知る上で重要な史料であることを李燾が認識していたことをうかがわせてくれる。なお、王安石、司馬光の日記と實錄編纂との關係については、様々な書物に言及されている。その一例を擧げれば、王明清『玉照新志』卷一に「元祐初修神宗實錄」が司馬光の『涑水記聞』の記事を、「新志」が王安石の『王荊公日錄』の記事を多く採用し、編纂されたことが記されている。

(13) 『長編』の注は、斷片的ながら時政記について多くの記述を殘してくれている。それ以外のものとしては、『要錄』には汪伯彥『時政記』、李燾『時政記』、宋樸『時政記』、魏師遜『時政記』、折彥質『時政記』、『會編』には汪伯彥『時政記』、李綱『建炎時政記』の引用が見える。その他、『郡齋讀書志』卷六、雜史類には「嘉祐時政記一卷。右皇朝吳奎・趙槪・歐陽脩記立英宗事并賈易論韓琦定策疏附於後。」とあり、『宋史』卷二〇三、藝文二編年類に「度宗時政記七十八册」、「元祐時政記一卷」、故事類に「韓絳・吳充樞密院時政記十五卷」と見える。

(14) 序には「謹以省記到昨任宰相日所得聖語・所行政事・賞罰黜陟之大略、著於篇。」とあり、また『玉海』卷四八、景德時政記の條に「紹興四年三月十八日、詔自建炎元年五月一日至四年四月一日以前時政記、令前宰執省記編類。十月七日、簽書樞密胡松年以建炎四年十一月至紹興元年四月時政記六卷上之。詔付史官。五年三月十二日乙酉、觀文大學士李綱進建炎時政記二册、付史館。」とある。

(15) 本來の時政記の記述は、もっと詳細なものであったと思われる。例えば、『長編』卷二一〇には、元祐實錄（舊法黨側の手により元祐年間に編纂された『神宗實錄』）に採錄された王安石の時政記を次のように記錄している。

王安石著時政記曰、（呂）公著數言事失實、又求見、言朝廷申明常平法意、失天下心。若韓琦因人心如趙鞅擧甲、以除君側惡人。不知陛下何以待之。因涕泣論奏、以爲此社稷宗廟安危存亡所繫、又屢求罷言職。上察其爲姦、故黜。初、上欲明言公著罪狀、令曾公亮等以旨諭當制舍人。公亮諭宋敏求草制但言引義未安而已。安石曰、聖旨令明言罪狀、若但言引義未安、非旨也。敏求草制如公亮所敎。翌日再取旨、公亮・陳升之・趙抃等皆爭以爲

不可。上曰、公著有遠近虛名、不明言罪狀、則人安知其所以黜、必復紛紛矣。公亮等以爲、如此則四方傳聞大臣有欲擧甲者、非便、且于韓琦不安。上曰、既黜公著、明其言妄、則韓琦無不安之理、雖傳聞于四方、亦何所不便。公亮等猶力爭、至日旰、上終弗許、而面令升之改定制辭行之。

(16) 『宋史』巻二〇三、藝文志には『舒王日錄』一二巻に加えて、『熙寧奏對』七八巻、王安石撰という書目が見える。『郡齋讀書志』、『直齋書錄解題』によれば『王氏日錄』八〇巻、『鍾山日錄』二〇巻、『熙寧日錄』四〇巻という書目が見える。丁則良「王安石日錄考」(『清華學報』一三―二、一九四一)は、これらはすべて同じ書物を指し、正式には『王安石熙寧奏對錄』であったと推測する。また、楊仲良『長編紀事本末』巻一二九には、

(建中靖國元年八月)甲寅、三省進呈。上顧曾布曰、如此報恩地邪。布曰、本不欲喋喋、然理有當陳者、不敢已。臣紹聖初在史院、不及兩月、以元祐所修實錄、凡司馬光日記・雜錄、或得之傳聞、或得之賓客、所記之事、鮮不徧載。而王安石有日錄、皆當日君臣面對反復之語、乞取付史院照對編修。

と見えるように、曾布は王安石日錄が神宗と「對」を行った際の記錄と述べている。

(17) ほぼ同じ内容が『長編』巻二三二、熙寧五年四月の條にも見えるが、『長編』は「余」の部分を「王安石」と書き換えており、また内容に若干の差異が見られる。日記の形式としては、『長編』巻二二三、熙寧四年五月の條の注にも「余爲上別白言事實、上固洞見本末矣。」とあるように、「余」、「上」という形で書かれたものと考えられる。

(18) 『王安石日錄』は『長編』の注に採錄されている以外に、陳瓘『四明尊堯集』にも採錄されている。『四明尊堯集』は『王安石日錄』を引きながら、王安石の政治並びに彼の行動を批判する。その主要な批判點として歷代皇帝並びに神宗皇帝に對する不遜な態度を取ったことが詳細に記されている。

(19) この他にも邇英殿でのご進講の様子を記した(1)「邇英讀資治通鑑錄」、(2)「邇英論利口錄」、(3)「呂惠卿講咸有一德錄」、皇帝の面前での「對」の様子を記した(4)「奏箚並擧蘇軾等錄」、(5)「延和登對乞外補錄」、經筵留身並びに延和殿での「對」を記した(6)「邇英奏對錄」などが「手錄」の中に收められている(『增廣司馬溫公全集』汲古書院)。この中では(3)のように、『史記』、『資治通鑑』の講義をする一方、呂惠卿、司馬光、王珪、吳申等經筵官と皇帝の閒で、制置三司常例司、青苗法、坐倉法などが論議されており、經筵の場が單に學問の講義を行う場でなかったことを示してくれる。また、(6)では、熙寧元年、共に翰林學士であった司馬光、王珪、王安石が延和殿で「對」を行い、司馬光と王安石が財政問題をめぐり激しい論議を展開している。

(20) 拙稿「宋代の言路官について」(『史學雜誌』一〇一―六、一九九二)。

(21) 岡本不二明「宋代日記の成立とその背景――歐陽脩「于役志」と黃庭堅「宜州家乘」を手がかりに」(『岡山大學文學

部紀要』一八、一九九二）参照。なお、吳洪澤『宋人年譜集目　宋編宋人年譜選刊』（巴蜀書社、一九九五）は、自選年譜の例として「劉忠肅公行年記」と「文山紀年錄」が紹介されている。前者は十八の日記例の一つとして紹介した「劉摯日記」であり、後者も内容を見る限り、文天祥が殘したと思われる政治日記と彼の履歴とをつなげたものと推測される。しかし、詩人年譜・編年詩文集が南宋時期に流行したことが、淺見洋二氏の "The study of poetry as historical source material: focusing on the terms 'poetic history'" *The Study of Song History from the Perspective of Historical Materials*; The Research Group of Historical Materials in Song China. 2000 の論文で紹介されているように、年譜と日記の流行との間には何か連關があるかも知れない。また、南宋代、「日記」という名前が明確に殘っているものとして劉克莊の「掖垣日記」（『後村先生大全集』卷八〇）がある。ここには、中書舍人についた劉克莊が專權宰相史嵩之の致仕の制誥に關わり、そのため彈劾を受けて罷免されるまでの經緯が詳細に記されている。文天祥の事例も併せて考えるならば、こうした日記というのは南宋代においてもかなり書かれていた可能性がある。さらに、各種『書目』には言行錄、筆錄、遺事等の名の書物があり、こうした書物が子孫、門人によって記されていることが確認され、これらの史料のもとになる日記が存在した可能性もある。あくまでも、本論文の主旨は政府の官撰史料の中に日記が採錄されにくい狀況が次第に強まる傾向を指摘しているに過ぎないことを斷っておく。

（22）陳瓘『四明尊堯集』卷二には、

臣陳瓘論曰、熙寧元年、神考內出手詔、付中書門下曰、朕顯承英考之遺烈、致孝述美之意、未常須臾忘之也。其時政記・起居注不能具載者、非均體大臣詳記而博緝之、殆將零落矣。今著其錄、必籍事實。卿等其綱擧條布以備記述、使明並日月歷萬事而不晦。

と見え、日記とは明記されていないが、神宗が、時政記、起居注に載せられていない記事を宰執たちより積極的に提出を求めたことが確認される。

（23）『宋史』卷三七六、常同傳によれば、

先是、同嘗上疏論神・哲二史曰、章惇・蔡京・蔡卞之徒積惡造誘、痛加誣詆、是非顚倒、循致亂危。在紹聖時、則章惇取王安石日錄私書改修神宗實錄、在崇寧後、則蔡京盡焚時政記・日歷、以私意修定哲宗實錄。其間所載、悉出一時姦人之論、不可信於後世。

とあり、蔡京は時政記・日曆を燃やし、私意に基づいて『哲宗實錄』を編纂したという。このことは『要錄』卷七六にある蔡寇禮の上言に「哲宗皇帝實錄、係崇寧以後蔡京提擧編修、敍事之外、多是增飾語言、變移是非、殆非實錄之禮、成書之後、其當時時政記等應干文字、又皆焚棄。」によっても確認される。

また、『宋史』卷四七三、秦檜傳によれば、

檜乞禁野史。又命子熺以祕書少監領國史。進建炎元年至紹興十二年日曆五百九十卷。熺因太后北還、自頌檜功德

凡二千餘言、使著作郎王揚英・周執羔上之、皆遷秩。自檜再相、凡前罷相以來詔書章疏稍及檜者、率更易焚棄、日曆・時政亡失已多、是後記錄皆熺筆、無復有公是非矣。

とあり、秦檜は高宗日曆（建炎元年から紹興十二年まで。五九〇巻）を息子の秦熺に作成させ、また秦檜が最初に宰相を辭めさせられた以降の、秦檜に關わる詔敕・上奏文をすべて燃やさせたという。その際に、日曆・時政記のかなりの部分が失われたと記されている。「元祐黨禁」及び「文字獄」、「私史・野史の禁」については拙稿「宋代の朋黨と詔獄」（『人文研究』四七―八、一九九五）參照。

（24）註（4）前揭松本論文參照。

（25）「對」と「議」のシステムについては拙稿「宋代政治構造史論――對と議を手掛りとして――」（『東洋史研究』五二―四、一九九四）及び註（1）前揭の「宋代政治史研究の現狀と課題――政治過程論を手掛かりとして――」（『アジア遊學』七、一九九九）參照。

（26）『皇朝中興大事記』卷一「復轉對故事」には、「國朝、宰輔宣召、侍臣論思、經筵留身、翰苑夜對、二史直前、百官輪對、監司・帥守見辭、小臣特引、三館封章、臣民扣閽、太學生伏闕、外臣附驛、京局發馬遞鋪、蓋無一人而不可言也。是意也、雖閒斷於紹聖以後、而盡復於中興之日矣。」と見える。細かな「對」のバリエーションについては、拙稿「宋代政治構造史論――對と議を手掛りとして――」（『東洋史研究』五二―四、一九九四）參照。

（27）拙稿「宋代の宮廷政治――「家」の構造を手掛かりとして――」（『公家と武家Ⅱ　「家」の比較文明史的考察』思文閣、一九九九）參照。

（28）『長編』卷五三、咸平五年十月己巳の條に「鹽鐵使王嗣宗言、自今三司奏事、有可紀者、請令判使一人撰錄送史館。上曰、三司務繁、若日有著撰、必妨公務、可令逐季錄送。」とある。

（29）『郡齋讀書志』卷七、職官類に、「嘉祐御史臺記五十卷。右皇朝馮潔己撰。御史臺有記、始於武后時姚庭筠。其後韓琬・韋述嗣有紀著。嘉祐中王疇命潔己續之、乃上自太祖建隆之元迄於嘉祐之末、凡一百四年、分門載其名氏行事凡三百餘人。」或いは「新御史臺記。右皇朝宋聖寵編。崇寧中聖寵爲察官、續韓琬書、咸用其規式、所異者、不爲諸人立傳、於儀制、敕令格式爲詳。後人續至紹興九年」とある。

（30）王德毅「宋代的起居注與時政記之研究」（『中央研究院第二屆國際漢學會議論文集』歷史與考古組（下册）、一九八九）參照。

（31）『宋史』卷二〇三、故事類には詹儀之「淳熙經筵日進故事一卷、又淳熙東宮日納故事一卷」が見える。詹儀之は起居郎兼侍講などの經筵官をつとめた人物であり、「中興東宮官寮題名」（『宋中興百官題名』所收）の「東宮官」によれば、詹儀之は「淳熙九年五月以起居郎兼侍講、十二月升兼左諭德、十年正月除兼吏部侍郎仍兼、二月二日升兼左庶子、四月除集英殿修撰知靜江府。」とある。

（32）明代には宋代のような「對」システムの活用は見られな

い。ただ、題本と呼ばれる皇帝と官僚間を繋ぐ文書が盛んに用いられており、皇帝と官僚との直接的な意見交換を機軸として政治意思決定をはかろうとする宋代の基本方針は継承されている。以上については、王其榘『明代内閣制度史』（中華書局、一九八九）、谷井俊仁「改票考」（『史林』七三―五、一九九〇）、櫻井俊郎「明代題奏本制度の成立とその變容」（『東洋史研究』五一―二、一九九二）、張治安『明代政治制度研究』（聯經出版、一九九二）参照。

(33) 註(25)前掲の拙稿「宋代政治構造史論――對と議を手掛りとして――」（『東洋史研究』五二―四、一九九四）。マクロ政治學的分析によってもたらされる問題については、同じく註(1)前掲の「宋代政治史研究の現状と課題――政治過程論を手掛かりとして――」（『アジア遊學』七、一九九九）で觸れた。

(34) ノルベルト・エリアス著・波田節夫〔ほか〕譯『宮廷社會：王權と宮廷貴族階層に關する社會學的研究』（法政大學出版局、一九八一）。

Li Shi-min 李世民 and his brothers, and posthumous awards also ceased after the Zhen-guan 貞觀 era.

The numbers of the hu-ben ban-jian bestowed within the hierarchy in which the emperor stood at the apex indicates that the emperor's authority in the Han and Six Dynasties had yet to be established as absolute. Therefore, the aim of imperial authority to gradually reduce the number of bestowals on subjects can be understood as an effort to centralize imperial authority.

METHODS OF ANALYZING SONG POLITICAL RECORDS, EMPLOYING OFFICIAL RECORDS OF ADMINISTRATIVE AFFAIRS AND PRIVATE DIARIES

HIRATA Shigeki

The study of the political history of the Song has progressed by focusing on such privately edited chronicles as the representative *Xu zi-ci tong-jian zhang-bian* 續資治通鑑長編 of Li Tao 李燾. These historical chronicles were composed mainly by using official historical records such as court diaries 起居注, records of administrative affairs 時政記, daily calendars 日曆, veritable records 實錄, and national histories 國史, and secondarily by using private 私史 and unofficial histories 野史, epitaphs 墓誌 and accounts of conduct 行狀 etc.

In this paper, I have attempted to reconstruct the original sources which were used in the compilatory process of the privately compiled chronicles, by means of using the authoritative sources and other original materials mentioned in the annotations, and also to consider the character of the compilatory process of political records in the Song and the close relations between the officially compiled historical records and the political structure of the Song. The results of these considerations are as follows.

First, in the process of compiling officially edited historical records, a daily calendar would be compiled on the basis of the court diary and record of administrative affairs, then a veritable record would be compiled

from the daily calendar, and the national history was compiled on the basis of the veritable record. Among these materials, the record of administrative affairs, recorded in turns by Grand Councillors and Executive Officials 宰執 who discussed political affairs with the emperor, was the most important.

Second, the Grand Councillors and Executive Officials would write their private political diaries and the records of administrative affairs at the same time. The contents of these diaries resembled that of the records of administrative affairs, being primarily a record of political discussions with the emperor. These diaries served the purposes of supplying records for the records of administrative affairs and making memoranda of political affairs. Furthermore, it has been confirmed that other high-ranking officials also wrote private diaries. This is thought to be related to the fact these records were required to be presented to the government, when the veritable record was being compiled.

Third, in addition to the records of administrative affairs and private diaries, all historical materials used in government compiled historical records were closely related to the political structure of the day. The Song was the period when the political system known as the dui 對, where bureaucrats might state their opinions directly to the emperor, was developed. The development of this system had great significance on the fact that such political discussions between the emperor and his bureaucrats have been retained, and is thought to have resulted in the birth of such political records as the records of administrative affairs and private political diaries.

In summary, as political records were compiled in close relation to the political structure of the day, in order to analyze these political records we must turn our attention to the political circumstances under which the records were created, and grasp the policy-making process.